

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030年において400万戸程度におさえる</p> <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030年までに14兆円</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2025年度に212,000件</p>	<p>(不動産市場環境の構築)</p> <p>a. 不動産価格指数をはじめとした不動産情報に係る各指数の安定的な運用を図ることで不動産情報基盤を改善し、充実させる。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
	<p>○住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合：2030年度に50%</p>	<p>b. 専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→
	<p>c. 国内外のインスペクションの運用実態等を踏まえ、宅建業者による建物状況調査のあっせんのさらなる拡大に向けた検討を行うとともに、既存住宅の関連制度について必要な見直しの検討を行い、売主と買主の情報の非対称性を低減させるための必要な制度の運用改善を図る。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p>	→	→	→	
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>(未利用資産等の活用促進)</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。(2026年度以降も継続的に実施)</p> <p>《所管省庁：財務省》</p>	→	→	→

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		<p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。 ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>(地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検) a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》</p>	→	→	→

## 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		b. 各地域の国有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用にあたっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：財務省、総務省》	→	→	→
○緊急性・必要性の高い土地を対象に、長期相続登記等未了土地の解消をより効果的に実施：毎年度増加 [改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しにより更なる促進を図る]  ○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果及び改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しを踏まえ、必要な改善策を講じる]	○公共事業実施主体のニーズにより的確に対応するため、緊急性・必要性の高い土地を対象とした上で、長期相続登記等未了土地の解消作業をより効果的に実施：2024年度末までに約 63,000 筆の解消作業に着手  ○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2024年度末までに約 23,100	<b>1 3. 所有者不明土地等の有効活用</b>  (所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等) a. 「民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)」が2021年4月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた取組を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》	→	→	→
		b. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》	→	→	→
		c. 長期相続登記等未了土地の解消作業がより公共事業の実施主体に活用されるよう、効果的な運用の見直しを行った上で、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施していく。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》	→	→	→
		d. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：法務省》	→	→	→

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件	○所有者不明土地の収用手続きに要する期間(収用手続きへの移行から取得まで)：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月(約1/3短縮)	(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行等) a. 改正所有者不明土地法が円滑に運用されるよう、説明会等での周知活動を行うほか、市町村が作成する所有者不明土地対策計画に基づく事業への支援を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
		b. 国土審議会の分科会等における審議を経て、土地基本方針の変更について検討する。 《所管省庁：国土交通省》	→	→	
		c. 第7次国土調査事業十箇年計画(2020年～2029年)に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進めるとともに、第7次国土調査事業十箇年計画の中間年(2024年度)までに、計画事業量の達成に向けて必要な措置を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：国土交通省》	→	→	→
○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割	○制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]	(所有者不明農地) a. 所有者不明農地の利活用のための制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→
○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割	○私有人工林が所在する市町村のうち、森林経営管理制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割	(所有者不明森林) a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で事務手続き・ノウハウの周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》	→	→	→

### 社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
	<p>○市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積：2021年度～2026年度に約130万ha</p>	<p>b. さらに、所有者不明の特例措置の活用に向けて、所有者探索等に関する知見やノウハウを整理するとともに、特例措置の活用に係るガイドラインの普及・改善を図る。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》</p>	→	→	→
		<p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、引き続き地方交付税措置により支援する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：農林水産省》</p>	→	→	→

# 3. 地方行財政改革等

## 【政策目標】

- ① 持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討、地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革、見える化、先進・優良事例の展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革の推進
- ② デジタル田園都市国家構想の実現に向けた地域ごとの自主的・主体的な取組の促進

○**デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく取組の推進（マイナンバーカードの普及等）**：デジタル社会の実現に向け、マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における円滑な交付のための体制整備支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。

○**地方創生臨時交付金事業の「見える化」（事業効果の公表等）**：地方創生臨時交付金事業について、地方公共団体が公表する事業の実施状況とその効果を分析し、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた同交付金の在り方の観点を含めた課題の検証を行う。同交付金を活用した事業の実施状況、及び同交付金を活用した事業の効果を公表している地方公共団体数について、2023年度までに100%を目指す。

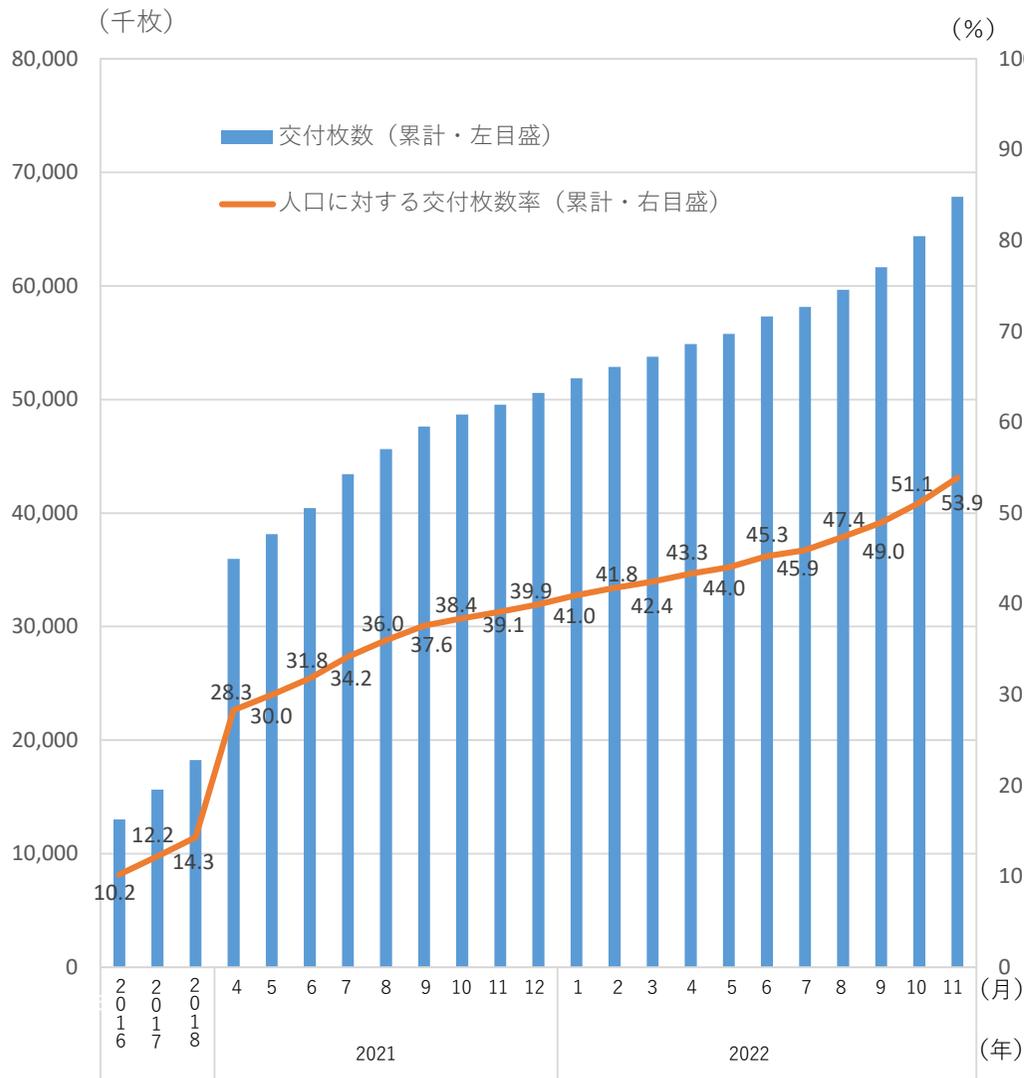
(注2)

○**自治体業務の効率化（地方公共団体に策定が求められる計画の必要性の検証）**：地方公共団体の業務の効率化を図るとともに、より効果的な業務を実施する観点から、骨太の方針2022で設けた基本原則に基づき、法律により地方公共団体に策定が求められる計画の必要性の検証を進める。

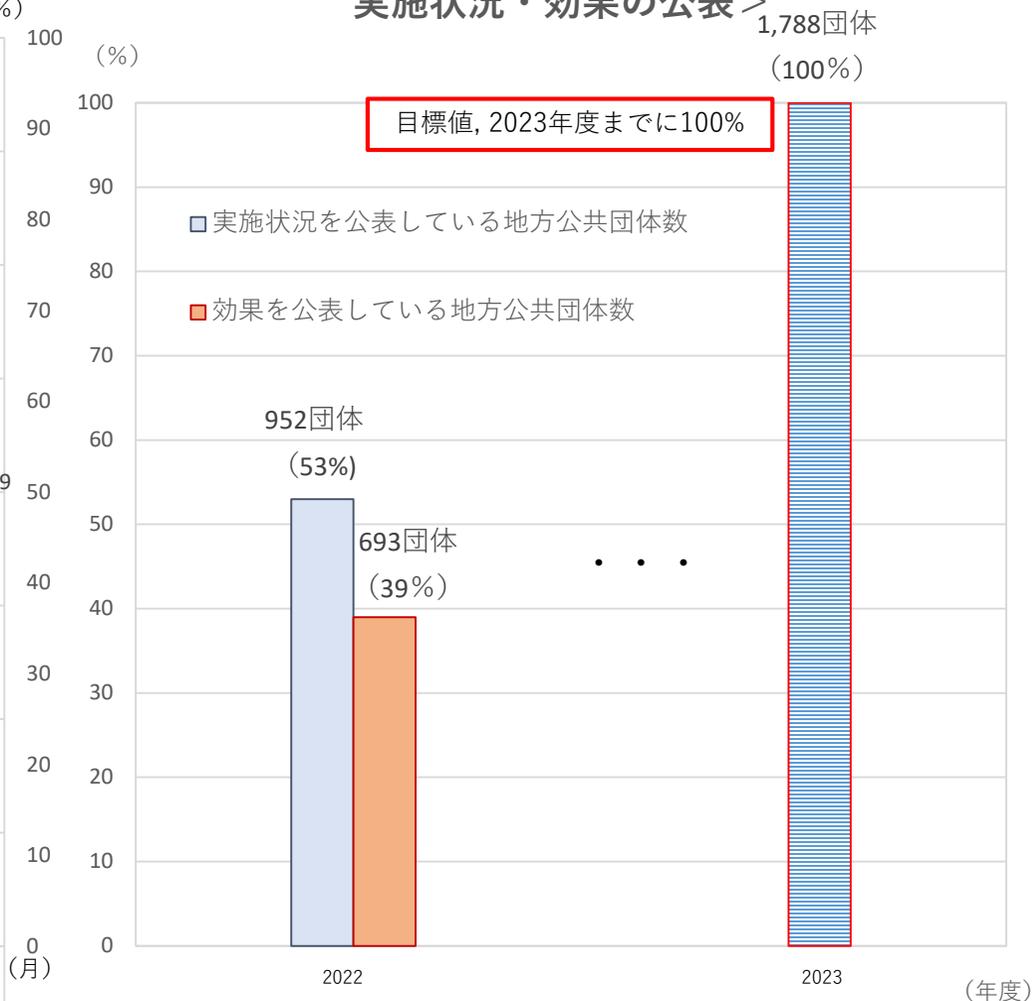
(注2) 令和2年度から令和4年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数（2022年5月時点）：952団体（53%）  
令和2、3年度に臨時交付金を活用した事業について、効果を公表している地方公共団体数（2022年5月時点）：693団体（39%）

# 参考図表（地方行財政改革等）

## < マイナンバーカード交付枚数・交付率 >



## < 地方創生臨時交付金を活用した事業の実施状況・効果の公表 >



(備考) 1. 総務省資料より作成  
2. 2016年、2017年は12月の値。2018年は11月の値。

(備考) 1. 内閣府「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況」より作成。  
2. 2022年度は2022年5月時点。

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

## 政策目標

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。  
 ・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額(減少の方向)、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率(改善の方向)

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○歳出効率化の成果                      ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表</p>	<p>○窓口業務のアウトソーシングの実施件数                      【2023年度までに520団体】</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数                      【2023年度に160団体】</p> <p>○総合窓口を導入した自治体数                      【2023年度までに370団体以上】</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数</p>	<b>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映</b>			
		<p>a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化(業務コストの抑制、処理手続時間の短縮等)の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。(2026年度以降も継続的に実施)                      《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況(実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等)、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表する。あわせて、窓口業務のアウトソーシング・総合窓口の導入に関して BPR による業務改革の取組を促す観点から、住民の利便性向上に関する効果指標の設定等取組のポイントの周知を図るとともに、多様な取組の実態を把握して、今後の窓口業務改革の推進のあり方について検討する。(2026年度以降も継続的に実施)                      《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>c. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。(2026年度以降も継続的に実施)                      《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>自治体デジタルトランスフォーメーション(D X)推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等で規定</p>	<p>○A I、R P A 導入地域数【2023 年度までに 880 団体】</p> <p>○A I、R P A ガイドブックに効果や利便性の高い事例を蓄積する</p> <p>○2025 年度までの全地方公共団体の標準化対象事務である 20 の基幹業務システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行及び移行完了後の情報システム運用経費等の 3 割削減目標の達成など、デジタル活用による定量的な行政効率化効果</p>	<p><b>2. 自治体 D X 推進計画、デジタル社会の実現に向けた重点計画等に基づく取組の推進</b></p>			
		<p>a. 2022 年 9 月に改定された自治体 D X 推進計画に基づき自治体 D X を推進する。国の取組の進捗等を踏まえ、必要に応じて D X 計画の見直しや経済・財政一体改革推進委員会の WG でフォローアップを行う。 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 自治体 D X 推進計画に基づく取組を推進するため、民間人材サービス会社等と連携し、自治体におけるデジタル人材の確保・定着に向けた伴走支援等を実施するとともに、市町村が CIO 補佐官等として、外部人材の募集又は任用等を行うための経費について財政措置を講ずる。また、自治体間で連携してデジタル人材を確保する取組を推進するとともに、自治体で活躍するデジタル人材のネットワークを構築し、優良事例等の横展開を行う。 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>c. A I・R P A の利用について、自治体における業務の見直しにあわせて、導入ガイドブックの活用や導入に対する財政措置による先進事例の横展開や、外部人材による支援等により自治体の実装を支援する。 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>d. マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における円滑な交付のための体制整備の支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。同時に、マイナンバーカードの利活用拡大をはじめとしたデジタル活用による行政の効率化を進める。(2026 年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、デジタル庁》</p>	→	→	→

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		e. 2025年度までに、全地方公共団体の標準化対象事務である20の基幹業務システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行及び移行完了後の情報システム運用経費等の3割削減目標の達成を目指す。 《所管省庁：デジタル庁、関係省庁》	→	→	→
		f. その他、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月閣議決定)等に沿って対応する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：デジタル庁、関係省庁》	→	→	→
		<b>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</b>			
		a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》	→	→	→
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】	○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率100%】  ○収支赤字事業数(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【2017年度決算(959事業)より減少】				

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口3万人未満) 【2024年度予算から対象事業の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業の割合 【増加】</p>	<b>4. 公営企業会計の適用促進</b>			
		a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。 《所管省庁：総務省》	→		
		b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。 《所管省庁：総務省》	→		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数 【2022年度までに650団体】</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合 【2025年度までに100%】</p>	<p><b>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</b> 《所管省庁：総務省、厚生労働省、経済産業省》</p>			
		<p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促す。 また、各都道府県の水道広域化推進プラン等に基づく広域化の推進の取組をフォローアップするとともに、各都道府県に対し、必要に応じプランを改定するよう促す。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用)、PPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数(完了した地区数) 【2023年度から2025年度までに180地区】</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p><b>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</b> 《所管省庁：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>			
		<p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>c. 都道府県における、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じてPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画の策定。</p>	→		
		<p>d. 各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあたっての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、PPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→
		<p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。(2026年度以降も継続的に実施)</p>	→	→	→

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○公立病院経営強化プランの策定率【2023年度末までに100%】</p>	<p><b>7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進</b></p> <p>a. 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、2023年度末までにすべての公立病院において経営強化プランを策定。 《所管省庁：総務省》</p>	→		
<p>○経営健全化のための方針の策定要件 ①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値(債務超過額など)が改善している団体の割合 ①債務超過法人 ②時価で評価した場合に債務超過になる法人(土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む) ③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額(損失補償、債務保証、短期貸付) 【減少、進捗検証】</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率【全対象団体で策定】</p>	<p><b>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</b></p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
			→	→	→

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】</p> <p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国の状況を「見える化」</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○令和2年度から令和4年度までに臨時交付金を活用した事業について、実施状況を公表している地方公共団体数【2023年度までに100%】</p>	<p><b>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</b></p>			
		<p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目(給与関係経費や一般行政経費等)と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 地方単独事業(ソフト)について、試行調査を行い明らかになった課題(歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上など)の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→
		<p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p>	→	→	→

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
	○令和2、3年度に臨時交付金を活用した事業について、効果を公表している地方公共団体数 【2023年度までに100%】	f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：関係府省庁》	→	→	→
		h. 地方創生臨時交付金事業について、地方公共団体が公表する事業の実施状況とその効果を分析し、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた同交付金の在り方の観点を含めた課題の検証を行う。 《所管省庁：内閣府》	→		

# 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】</p>	<p>○国庫支出金の設定済パフォーマンス指標の「見える化」実施割合【100%】</p>	<p><b>1 0. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</b></p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。例えば、よくある質問(F A Q)を設け、内閣府HPに掲載する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、制度所管府省庁》</p>	→	→	→
<p>○人口の社会減の緩和・社会増など(事後的に検証)</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2024年度までに39圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】</p> <p>○各圏域において取り組む施策や事業に応じて設定した成果指標(K P I)の達成率【進捗検証】</p> <p>○複数の市町村による共同策定が可能であることについて明確化されている法定計画の数【2023年度までに209計画】</p>	<p><b>1 1. 地方自治体の多様な広域連携の推進等</b></p> <p>a. 連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p> <p>b. 今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p> <p>c. 各圏域における連携の効果をより適切に検証するためのK P Iの設定を促す観点から、各圏域における施策や事業のK P Iの設定状況や取組状況を把握するとともに、優良事例等を各圏域にフィードバックする。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》</p> <p>d. 新型感染症拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》</p>	→	→	→

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		e. 複数の市町村による計画の共同策定については、2021年7月に行った内閣府及び総務省からの各府省に対する依頼を踏まえ、関係府省庁において必要な措置を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、内閣府、関係府省庁》	→	→	→
		f. 介護保険事務のうち事業所の指導・監査等について、都道府県による小規模自治体の支援を推進するため必要な措置をとる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	→
○法律により地方公共団体に策定を求められる計画の数 【総量】	○法律により新たに地方公共団体に策定を求められる計画の数 【新設された計画数-(廃止した計画数+一体的策定等の条文化により減少可能な計画数) ≤ 0】	<b>1 2. 計画策定の必要性の検証</b>			
		a. 骨太の方針 2022 に沿った対応がなされるよう、関係府省庁において必要な措置を講じる。また、提案募集方式による地方からの提案等により、関係府省庁において必要な措置を講じる。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣府、関係府省庁》	→	→	→

## 地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
○法定外税や超過課税による税収	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	<b>1 3. 地方の独自財源の確保(法定外税及び超過課税の活用の促進)</b>			
		a. 課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
—	—	<b>1 4. 国と地方の新たな役割分担等</b>			
		a. 大都市圏における第3次医療圏を超えた医療機関・保健所サービスの提供等について、広域的なマネジメントや地方自治体間の役割分担の明確化を図る。 《所管省庁：厚生労働省》	→	→	
		b. 社会全体におけるDXの進展及び今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する必要がある。このため、総務省は、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、将来の地域住民サービスの在り方を見据え、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担や連携の在り方を明確化する観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進める。 《所管省庁：総務省》	→		

# 地方行財政改革等 2. デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

## 政策目標

デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、地域ごとの自主的・主体的な取組を進めるため、国・地方はデジタル田園都市国家構想基本方針で示された方向性に従って、様々な施策を通じて、当面の取組を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○地方創生推進費(仮称)の算定に使用している指標(若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等)</p> <p>○地方の自主的な取組を前提としつつ、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標(地方税収入額、地方債依存度)</p>	<p>○地方創生推進費(仮称)のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2024年度までに、5割以上】</p>	<b>15. 地方交付税(地方創生推進費(仮称))について改革努力等に応じた配分の強化を検討</b>			
		<p>a. 「地方創生推進費(仮称)」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。 《所管省庁：総務省》</p>			
<p>○生活支援などの自主事業の実施等により収入の確保に取り組む地域運営組織の割合 【2024年度までに60%】 (注)今後のK P Iについては、デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を踏まえ検討</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2024年度までに7,000団体】 (注)今後のK P Iについては、デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を踏まえ検討</p>	<b>16. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</b>			
		<p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》</p>	→	→	→
		<p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、全国フォーラムの開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府》</p>	→	→	→
		<p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、施策評価のあり方について検討を進めるほか、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》</p>	→	→	→
		<p>d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府》</p>	→	→	→

## 地方行財政改革等 2. デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		e. デジタル田園都市国家構想交付金等も活用して支援するとともに、関連経費について地方財政措置。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：内閣官房、内閣府、総務省》	→	→	→
		<b>17. 地方創生推進交付金の効果向上</b>			
		a. 地方公共団体における検証体制の整備等 ・地方公共団体における、ガイドライン等の活用やデータ活用の推進を通じ、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証(デジタル技術を活用した同交付金活用事業の個別調査・分析等を含む)を実施 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→		
		b. 先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→		
		<b>18. デジタル田園都市国家構想交付金の創設・活用</b>			
		a. 効果的な事業の採択(2026年度以降も継続的に実施) デジタル田園都市国家構想交付金について、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組内容か、事業の成果を計測するにあたって適切なK P I 設定になっているかを審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→
		b. 効果検証・優良事例の全国展開の検討(2026年度以降も継続的に実施) デジタル田園都市国家構想交付金の効果検証実施や、地方創生に係る特徴的な取組事例の公表等を通じた優良事例の全国展開を検討。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→
○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P I の達成 (事前に設定したK P I を達成した事業数／交付金対象事業数) 【目標：77%】  ○地方創生推進交付金事業全体の効果 (経済波及効果等) 【目標：1.6倍】	○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P I の設定(K P I を設定した事業数／交付金対象事業数) 【目標：全事業】  ○地方公共団体のK P I 達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なK P I 設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】				
○デジタル田園都市国家構想交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P I の達成 (事前に設定したK P I を達成した事業数／交付金対象事業数) 【目標：目標については、今後の実績等を踏まえて設定】	○デジタル実装に取り組む地方公共団体 【目標：デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)で規定】				

## 地方行財政改革等 2. デジタル田園都市国家構想の実現による個性を生かした地方の活性化

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
		c. 必要予算の確保(2026年度以降も継続的に実施) 各年度予算において、所要額を計上。 《所管省庁：内閣官房、内閣府》	→	→	→